

審査メモで示された論点（1，2，3（1），7） に対する回答

（幼保連携型認定こども園関連のみ）

I 計画の変更

1 調査対象の範囲の変更

（確認事項）

認定こども園法一部改正法が平成27年4月から施行されることは確実か。施行期日が平成27年度学校基本調査（以下「平成27年度調査」という。）の調査時点（平成27年5月1日）以降となった場合、当該調査における新幼保こども園の取扱いはどのようになるのか。

（回答）

「認定こども園法一部改正法」の施行期日は、「子ども・子育て支援法の本格施行の日」としており、子ども・子育て支援法の本格施行日は、「消費税率10%への引上げ施行日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日」とされている（附則第1条）。

他方、税制抜本改革法による消費税率10%への引上げの施行日は、平成27年10月1日と規定されている。（附則第1条第2号）

子ども・子育てをめぐっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれており、また、立案過程でも国会修正時の議論でも「増税先行とならないよう、消費税率の10%への引上げより先行して実施すべき」との意見が強く意識されてきたところである。

このため、これまで想定する最も早い本法の施行日である平成27年4月に施行する方針の下、自治体や事業者など関係者ととともに準備を進めてきているところであり、施行日が27年5月以降になることは想定していない。

2 調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設

（3）「5 認可定員」及び「6 利用定員」

（論点）

認可定員については、新幼保こども園全体の数としているが、それを利用する園児は、子ども・子育て支援法上、満3歳以上か未満か及び保育を必要とするか否かで3種類に区分されているため、調査結果に基づき就学前教育・保育に係る受給状況の実態把握・分析を行うに当たり、利用定員と同様、園児の区分別の把握が必要ではないか。

（注）1 施設型給付費は、子ども・子育て支援法上、市町村に新幼保こども園の利用を認定された園児の保

護者に支給されることとされているが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てられるよう、新幼保こども園による法定代理受領の仕組みを採ることとされている。

2 新幼保こども園を利用する園児は、子ども・子育て支援法第 19 条の規定に基づき、次の 3 種類の者に区分される（下記「参考」参照）。

- ① 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要としない者（以下「1号認定子ども」という。）
- ② 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする者（以下「2号認定子ども」という。）
- ③ 満 3 歳未満の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする者（以下「3号認定子ども」という。）

（回答）

認可定員は、当該施設の収容可能定員を把握するためのものであり、現行の幼稚園の調査票と同様に幼保連携型認定こども園票においても、園児を区分しないで把握することとしていることから、本調査で把握する必要性は低いと考えている。

（4）「7 教員数」

（論点）

調査対象とする教員は、常勤教員のみとしているが、新幼保こども園による保育の提供時間は、近年の保育施設の不足等の状況を踏まえると長時間になる可能性があることから、常勤の保育担当教員のみでは対応できず短時間勤務の保育担当教員を雇用して対応するケースが生じるものと考えられるため、保育担当教員（保育教諭等）については非常勤教員の把握も必要ではないか。

（回答）

短時間勤務又は非常勤の教員は、講師として発令されるのが一般的であり、その場合、調査項目「7 教員数」の「兼務者」の「講師」で把握することとしている。

また、本務者以外の短時間勤務の保育士は、「8 職員数」の「兼務者」となるため、他の学校種の調査票と同様に、本調査で把握する必要性は低いと考えている。

（5）「8 職員数」

（論点）

- ① 調査対象とする職員は、常勤職員のみとしているが、事務職員、養護職員及び保育士の場合、人材の確保が困難であること等のため、非常勤職員を雇用して対応しているケースも考えられ、全体的なマンパワーの把握の観点から、非常勤職員の把握が必要ではないか。
- ② 子育て支援事業など教育・保育以外のサービスを担当している職員を「保育士」という資格区分で把握することは適当か。報告者が調査票への記載に当たり、保育サービスを担当している保育教諭等との間で紛れが生じないか。

（回答）

①

事務職員等については、他の学校種の調査票と同様に、本務者のみ把握することとしており、非常勤職員については、常勤職員と比べて、国として調査結果を活用する機会が少ないことから、本調査で把握する必要性は低いと考えている。

②

本調査票においては、発令された職名により区分して記入することとしていることから、

「保育教諭」の発令を受けた者は「7 教員数」の「保育教諭」に、「教諭」の発令を受けた者は「7 教員数」の「その他の教員（教諭等）」に、「保育士」の発令を受けた者は「8 職員数」の「保育士」に計上することとしているため、報告者において紛れが生じることはないと考え。なお、念のため、調査の手引きに記述を充実させる等の対応を行う予定である。

(6) 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」

(論点)

- ① 「休職等教員数」中の休職理由の区分として「職務上の負傷疾病」及び「結核」を設けている理由は何か。この調査結果はどのように活用されるのか。
- ② 近年、小中学校の教員においては、うつ病にかかる割合が高いことが問題になっているが、就学前教育施設（幼稚園等）では同様の状況が発生していることはないか。仮に発生している場合、休職理由の区分として「精神疾病」等を設ける必要はないか。
- ③ 「休職等教員数」の区分として「育児休業」が設けられているが、「介護休業」は必要ないのか。また、休職等教員数の区分として、「産休代替等教職員数」との関係で「産休」を設ける必要はないのか。
- ④ 「産休代替等教職員数」の区分として「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」が設けられているが、「介護休業教職員」は必要ないのか。

(回答)

①

教員の結核疾患が、本人及び幼児・児童等に及ぼす影響の重大性に鑑み、結核を事由とする休職は、他の事由による休職とは異なる取扱い（休職期間を満3年まで延長可。休職期間中の給与の全額を支給。）となっている（教育公務員特例法第14条）ことから把握しているものである。

このため、幼稚園のみならず他の学校種の調査においても、同様の調査項目を把握しているところであり、新幼保こども園調査票においても同様の取扱いとするものである。

②

公立の小中高等学校教員の精神疾患による休職者数については、毎年度、文部科学省の行政調査（公立学校教職員の人事行政状況調査）において把握しているところである。

当該調査において、幼稚園の教諭については現時点では調査していないが、今後は調査の必要性について検討することを考えている。

③④

介護休業を取得している教職員については、当該制度の取得期間等が多様であること、また、一般的に育児休業と比較して、取得者数が多くない現状であることから、他の学校種の調査票においても調査を行っておらず、省内関係部局から、調査対象として追加することについての要望もないことから、本調査で把握する必要性は低いと考えている。

(7) 「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」

(論点)

本年度入園以外の園児については、新幼保こども園の前身の施設に入所した者を記入するのか。

前身の施設に入所した者を記入する場合、前身の施設は必ずしも幼稚園だったとは限らず、教育サービスを受けていなかったケースも考えられ、前身の施設に入所した者の人数から平均在園日数を算出しても十分な活用ができないのではないかと。

(回答)

本調査項目は、「学級別学齢別在園者数」の「計」欄において、教育標準時間認定（1号認定）と満3歳以上・保育認定（2号認定）の内訳を記載することとしている。このため、前身の施設において幼稚園に在籍した者は新幼保こども園の1号認定に区分され、保育所に在籍した者は2号認定に区分されることから、把握したデータの連続性は相当程度担保されるものと考えている。

(8) 「12 年齢別在園者数（3号認定）」

(確認事項)

3号認定子どもについて年齢別に把握する理由は何か。この調査結果は具体的にどのように活用されるのか。

(回答)

満3歳未満・保育認定（3号認定）区分の子どもの保育については、年齢別配置基準を踏まえた保育士の人数を配置する必要があることから、人的体制の適切性を把握・分析する基礎資料として活用するため、年齢別の在籍園児数を把握することが必要である。

(9) 「13 修了者数」

(論点)

平成27年度調査においては、本調査事項において、平成27年3月修了者を把握することになるが、平成27年3月時点では新幼保こども園ではなく、前身の施設であり、その施設は必ずしも幼稚園だったとは限らないため、当該修了者は教育サービスを受けていた者と受けていない者が混在していることが考えられるが、こうしたサービスの受給状況を把握する必要はないのか。

こうした状況を把握しない場合、例えば、小学校第1学年児童に占める小学校就学前に教育を受けた者の比率など学校教育行政に必要なデータが得られないのではないかと。

(回答)

新幼保こども園に移行する前身の施設が幼稚園（認定こども園を構成する幼稚園を含む）の場合には、当該施設の平成27年3月修了者は全て把握し、前身の施設が保育所の場合には、教育サービスを受けていた者ではないため、修了者数は把握しないこととしている。このため、修了者は混在することはなく、学校教育行政に必要なデータは引き続き得られるも

のと考えている。

(10) その他

(論点)

新幼保こども園は、24年改正法附則第3条の規定に基づく経過措置により、認定こども園施行当初は現行の幼保連携型認定こども園（注参照）が移行する形で設立されるケースが大部分であるものの、時間の経過とともに、幼稚園、保育所等から移行するケースも増えていくものと考えられる。

また、保育施設の不足による待機児童の解消のためには、既存の保育所から新幼保こども園への移行状況や、それに伴う保育サービスの供給量の変化の実態を的確に把握する必要があることから、新幼保こども園が設立された場合、その前身がどのような施設であったのかは重要な情報であると考えられる。

これらの点を勘案すると、学校調査票（幼保連携型認定こども園）において、新幼保こども園の前身の施設がある場合、当該施設の種類（幼稚園、保育所等）を把握するための調査事項を設ける必要があるのではないかと考えられる。

（注）現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園の部分は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく認可、保育所の部分は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく認可によるもので、指導監督や財政支援措置も別制度となっており、認定こども園法一部改正法という一つの法律に基づくもので、指導監督や財政支援措置も一本化される新幼保こども園とは異なっている。

(回答)

新幼保こども園の前身の施設類型について把握することは、当分の間、現行制度からの移行の状況を把握・分析するために有用であることは理解するが、移行時に1回限り調査すれば足りるものであり、長期的な調査に追加することはなじまないと考えられる。このため、学校基本調査の調査項目として新たに追加するのではなく、例えば文部科学省と厚生労働省との共管で行っている「認定こども園認定件数調査」などの行政調査で把握するなど、当面の把握方法等について検討することを考えている。

3 調査事項の変更

(1) 学校施設調査票（高等学校等）（様式第19号）

ア 学校種別への新幼保こども園の追加

(論点)

(後述「7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」参照)

(回答)

後述「7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」のとおり。

イ 私立幼稚園の設置者種別への新幼保こども園の追加等

(論点)

新幼保こども園の設置者の種別については、今回、新設する「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」で把握することとされており（前述2-(1)-ア参照）、これとは別に、「学校施設調査票（高等学校等）」で改めて、当該種別を把握する理由は何か。

(回答)

学校基本調査では、学校調査、卒業後の状況調査、学校施設調査、学校経費の各々の調査票データが独立しているため、学校施設のデータを集計する上での基本的事項の一部として調査する必要がある。

なお、報告者（記入者）の負担を考慮し、平成28年度調査から、平成27年度に報告された調査事項についてプレプリントを実施することによって、報告者負担の軽減を図ることを検討している。

7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係

(論点)

1. 教員数（従事者数）

「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」で把握される新幼保こども園の保育関係教員（保育教諭等）や職員（保育士）と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる保育士との関係はどのようなことになるのか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。（幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者に関する保育教諭の資格に関する経過措置の影響、常勤換算の把握の問題等）

2. 在園者数（在所児数）

「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」で把握される新幼保こども園の在園者数のうち2号認定子ども及び3号認定子ども（いずれも保育を必要とする者）の人数と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる在所児数との関係はどのようなことになるのか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。（在園者の学年齢と満年齢の相違の問題等）

3. 建物の状況

「学校施設調査票（高等学校等）」で把握される新幼保こども園の建物面積等と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる建築延面積等との関係はどのようなことになるか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。

(回答)

1. 教員数（従事者数）及び2. 在園者数（在所者数）

教員数及び在園者数については、一方の調査で他方の調査を代替する場合、調査期日が5月1日と10月1日で異なることにより、得られる数値に差が生じること、また、人数のカウント方法及び年齢の捉え方に若干の違いがあることから、両調査における時系列比較に不都合が生じることとなる。また、新幼保こども園は、学校基本調査及び社会福祉施設調査のそれぞれ複数ある対象施設のうちの一つであり、新幼保こども園だけを切り出して、時期をずらして調査するといった方法は、かえって非効率となるなどの問題が生じる。

また、教員数や在園者数などの人数データについては、現場において当然に承知しているデータであると聞いており、大きな報告者負担になるとは考えていない。

このため、当該調査項目については、学校基本調査及び社会福祉施設調査のそれぞれで把握することとしたいが、データ移送による負担軽減については、今後、報告者の負担状況を踏まえつつ、引き続き検討したい。

3. 建物の状況

施設の状況については、一部に類似した調査項目もあることから、仮に、一方の調査で他方の調査を代替する場合、どのような形で調査項目を追加するのがよいのか、その妥当性について検討したい。また、新幼保こども園の現場や関係団体の意見を聞くなど、調査の実現可能性についても、十分な検証を踏まえた上で見直しを行いたいと考えている。

このため、これらの施設に関する調査項目については、当分の間、学校基本調査及び社会福祉施設調査のそれぞれで把握することとしたいが、データ移送による負担軽減については、今後、報告者の負担状況や調査の実現可能性を踏まえつつ、引き続き両省にて検討したい。